

父が亡くなり、母が認知症だったときの相続手続きとは

はじめに

「父親が亡くなり、母親が認知症で相続手続きが進められない」というご相談が急増しています。

男性の平均寿命が女性より短いことから、父親が先に亡くなり、母親が認知症であるケースは非常に多く見られます。



この記事では、そうしたケースで発生する問題点と対策について、わかりやすく解説します。

相続人の母親が認知症だと、なにが問題？

母親が認知症であっても、法定相続人であることに変わりはありません。しかし、**意思能力を失っている場合は、遺産分割協議に参加することができず、その協議自体が「無効」とされてしまいます。**

そのため、**遺産分割を進めるには、家庭裁判所で「成年後見人」を選任してもらう必要があります。**

【事例】父死亡・母認知症のケース

＜家族構成＞

- ・父：死亡
- ・母：認知症
- ・子：長男 1 人

＜相続財産＞

- ・父の遺産：9,000 万円
- ・相続人：母と長男

このケースでは相続税の申告が必要になります。

本来であれば、母の保有資産も含めて**一次相続**（父親が亡くなった時の相続）・**二次相続**（母親が亡くなった時の相続）を見越した分割案を検討しますが、認知症で協議ができないと**最適な分割ができず、相続税が高くなる可能性があります。**

よくある3つの問題点

① 相続財産の全体像が把握できない

母親が認知症であれば財産の場所や内容を把握できません。

結果として、相続人である子が一から財産調査を始めなければならず、手続きが大幅に遅れる要因となります。



② 相続税の負担が大きくなる

有利な遺産分割ができず、控除の適用や節税対策が困難になります。

成年後見人を立てても、**あくまで母の財産を守る立場のため、子の税金負担を考慮した分割には応じてくれません。**

③ 実家が空き家になる

母が施設に入所したり子と同居したりする場合、実家が空き家になります。

遺産分割ができていないと名義変更や売却もできず、空き家のまま維持管理を強いられるケースが多く見られます。

認知症の母の預金口座が凍結されるおそれ

父の口座が凍結されるのは当然ですが、同じ銀行に口座を持つ母の口座も凍結されることがあります。

銀行の意思確認対応により、認知症が発覚すると母の口座まで止められ、生活費や施設費の支払いができず大きな支障を来します。

回避策はあるのか？

- ・任意後見契約や家族信託などの制度を利用する
- ・あらかじめ必要な費用を別口座に移しておく
- ・遺言書を作成し、遺産分割に備える
- ・財産の共有や名義変更は専門家に相談しながら慎重に進める

おわりに

相続手続きは、認知症の相続人がいるだけで大きく複雑化します。

不安を感じたら、早めに専門家へご相談ください。

相続で悩まず、家族で安心して今後を考えられるよう、**事前の準備が何より大切です。**